

安芸広域市町村圏事務組合特別会計設置条例

(平成28年 3月15日 条例第8号)

(特別会計の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次のとおり特別会計を設置する。

目 的	名 称
滞納整理に関する事業推進のため。	安芸広域市町村圏事務組合滞納整理事業 特別会計

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。